

第5 特定毒物研究者

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>構造設備</p> <p>1 特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 (法第11条第1項)</p> <p>2 特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含む物であって政令で定めるものがその施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 (法第11条第2項)</p> <p>3 特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 (法第12条第3項)</p> <p>人的要件</p> <p>1 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。 (法第6条の2第2項)</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。 (1)心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (法第6条の2第3項)</p> <p>厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者とする。 (規則第4条の7)</p> <p>(2)麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 (3)毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4)法第19条第4項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していない者 (法第6条の2第3項)</p>	<p>1 貯蔵設備</p> <p>ア 特定毒物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された特定毒物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。 イ 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。 ウ 常時人の出入りのないところで貯蔵保管等する場合は、ガラス面を用いた貯蔵保管設備を用いないこと。ただし、強化ガラス等の堅固なものを用いる場合は、この限りではない。</p> <p>申請者の資格</p> <p>ア 大学（旧制大学、旧制専門学校を含む。）において薬学、医学、化学その他毒物及び劇物に係るある学科を専攻修了した者であって、職務上特定毒物の研究を必要とするもの。 イ 農業試験場等において農業関係で使用される特定毒物の効力、薬害、残効性、使用法等、比較的高度の科学的知識を必要としない事項のみにつき研究する場合には、農業上必要な毒物及び劇物に関し、毒物劇物責任者と同等以上の知識を有すると認められることをもって足りること。 ウ 前記のイに該当する場合には、当該研究施設で農業関係の特定毒物の効力、薬害等の研究にのみ従事し、これ以外の研究には従事しないこと。 エ 同一研究施設より同一研究事項に関し、2人以上許可申請がある場合には、特別の事情のない限り、主任研究者について許可を受けることをもってたりること。 オ 教育機関の付属農園等において特定毒物の研究を行う場合には、特定毒物研究者の許可を要するが、単に教育の必要上、教材として特定毒物を所持、使用する場合には、特定毒物研究者の許可を受ける必要はないと解されること。なお、学校の農園においても、教材以外の目的に特定毒物を使用するときは、通常の場合と同様に規制を受けるものであること。 カ 水質汚濁防止法、下水道法、大気汚染防止法等の</p>	<p>特定毒物研究者の責務</p> <p>特定毒物等の授受の管理、貯蔵等されている特定毒物等の在庫量の定期点検及び特定毒物等の種類等に応じての使用量の常時把握を行うこと。</p>

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>3 特定毒物研究者のうち厚生労働省令で定める者は、その者が主たる研究所において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(令第36条の5)</p> <p>厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物毒物研究者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うために令第36条の5第2項に規定する措置を講じることが必要な者とする。</p> <p style="text-align: center;">(規則第11条の3の2)</p>	<p>法令に基づく分析研究を行うため、単に標準品としてのみ特定毒物を使用する場合の特定毒物研究者の資格は、一般毒物劇物取扱責任者と同等以上の知識を有する者とし、この場合においては、特定毒物を単に標準品としてのみ使用し、これ以外の研究には用いないこと。</p>	